

(2) 地域指定の状況

(令和7年10月1日現在)

市町村名	区分	都市計画区域	過疎地域※1	辺地	振興山村	半島振興対策	実地策	農村地域	導入地域	近畿圏整備		豪雪地帯	積雪特別寒冷※2	総合保養地域	都市拠点	特定農山村域
										都市区開域	近郊整備					
京都市		△		△	△						△					△
福知山市		△	△	△	△			○	△		△	○	△		○	△
舞鶴市		△		△	△			○	△		○	○	○		○	○
綾部市		△	○	△	△			○	△		○	○			○	○
宇治市		△		△						△						
宮津市		○	○	△	△	○	○	△			○	○	○		○	○
亀岡市		△		△						○						△
城陽市		○								△						
向日市		○								○						
長岡京市		○								△						
八幡市		○								○						
京田辺市		○								○						
京丹波市		△	○	△	△	○	○				○	○	○			△
南丹市		△	○	△	△					△	△	△				△
木津川市		△	△							○						
乙訓郡	大山崎町	○								△						
久世郡	久御山町	○								○						
綴喜郡	井手町	△								○						
	宇治田原町	△		△	△		○									○
相楽郡	笠置町		○				○									○
	和束町		○	△	△		○									○
	精華町	○								○						△
	南山城村		○	△	○		○									△
船井郡	京丹波町	△	○	△	△		○					△				△
与謝郡	伊根町		○	△		○	○				○	○	○			○
	与謝野町	△	○	△	△	○	○				○	○	○			△

○市町村の全域が指定 △市町村内の一部地域が指定

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、京都市（旧京北町）は過疎地域から卒業したが、令和8年度まで経過措置あり。

※2 京都府内においては積雪特別地域の指定のみで、寒冷特別地域の指定はない。

